

# 令和8年度「おきなわ食材の店」等における県産食材利用拡大事業 企画提案仕様書

## 1 委託業務名

「おきなわ食材の店」等における県産食材利用拡大事業に係る業務委託

## 2 目的

県では、飲食店における県産食材の利用促進、地産地消推進を図るため、県産食材を積極的に活用している飲食店等を「おきなわ食材の店」として登録する制度を実施しており、令和8年1月末現在で479店舗が登録されている。

本事業では、「おきなわ食材の店」制度に対する飲食店等及び利用者(県民・観光客)への認知度向上を図ることにより、登録店舗数の拡大や、登録店舗に来店する利用者の増大につなげる取組を実施し、「おきなわ食材の店」の登録店舗を柱とした地産地消を推進することを目的とする

## 3 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 委託業務内容

本事業では以下に掲げる業務を行うものとするが、本事業の目的を実現するため最も効果的と考えられる手法について、ターゲット等を明確にした上で、具体的に提案すること。

### (1) 「おきなわ食材の店」管理業務

#### ① 登録店舗の新規開拓及びこれに関する募集・審査手続(約3か月間程度)

##### ア 申請書類の受付

新規登録店舗数の目標値は40店舗とする。

離島、登録が少ない地区における掘り起こしも行うこと。

具体的なエリアや店舗数については契約後、県と協議の上決定する。

募集対象や募集方法については、提案事項とする。

##### イ 書類審査

受付した申請書類について、「おきなわ食材の店」登録要領(以下「登録要領」という)第3及び第4の基準を満たしているか否かについて、書類審査を行うとともに、申請店舗の個表及び申請一覧を作成し整理すること。

#### ② 既登録店舗の管理

##### ア 既登録店舗の現況確認

既登録店舗について、登録内容に変更がないか確認を行い、登録内容に変更が生じている場合は、速やかに変更届や辞退届を回収し、「おきなわ食材の店」登録店舗

のリストやホームページの店舗情報を更新すること。

既登録店舗の現況確認の方法については提案事項とするが(可能な限り電子媒体により実施)、現況確認の状況及び結果を県へ報告すること。

イ 登録店舗に対するPRツールの発送

既存店舗及び新規登録店舗に対するPRツールの発送を行う。PRツール(登録証、ノボリ等)の制作は県で行うこととする。

なお、発送方法や時期については、事業費の節減の観点から、ガイドブックの配布と併せて送付するなど、県と相談の上、実施すること。

(2) 地産地消シンポジウムの開催

地産地消について理解を深めることを目的とした地産地消シンポジウムを開催すること。

① シンポジウムの規模等

ア 参加者数:100名~150名

イ 場所:沖縄本島南部

ウ 形式:基調講演、パネルディスカッション

② シンポジウム運営に係る以下の業務を行う。

ア 実施計画書等の策定

イ 演出、運営管理(総合企画、制作等一式)

ウ 実施場所の手配等一式

エ 資料作成一式

オ 参加者募集告知(チラシの作成配、広告、HP、SNSでの告知等)

カ 基調講演者、パネリストとの調整(基調講演1名、パネリスト3名程度を想定)

キ アンケートの実施・集計

③ シンポジウム参加者に対する「おきなわ食材の店」新規登録店舗を中心としたPRを企画し実施すること。

(3) 県民や観光客に向けた「おきなわ食材の店」や県産食材のPR

「おきなわ食材の店」の認知度向上、県民や観光客の利用促進による県産食材の消費拡大、新規登録店舗の拡大の好循環を図るため、以下の業務を行う。

① 2027年発行版「おきなわ食材の店」ガイドブック(総合版、那覇国際通り周辺版、宮古版、八重山版)の制作及びプロモーション

ア 制作部数等(以下最低発行数)

- ・ 総合版: 10,000部程度
- ・ 那覇国際通り周辺版 2,500部程度
- ・ 宮古版: 2,500部程度
- ・ 八重山版: 2,500部程度

イ 公式サイトやガイドブック等のプロモーションを実施すること。

- ・おきなわ食材の店公式サイト PR ツール(ポスター、チラシ作成配布等)

ウ 配付先・周知依頼先

市町村役場、宿泊施設、観光協会、道の駅など

エ 留意事項

- ・2026 発行版「おきなわ食材の店」ガイドブックを参考に、本事業により新規登録された店の情報も掲載すること。
- ・本業務により制作した 2027 発行版「おきなわ食材の店」ガイドブックを広く周知するため、発行の時期に合わせて、プレスリリース、メディア訪問、取材依頼等、パブリシティ活動を行うこと。

## ② 2027 年発行版「おきなわ食材の店」ガイドブック(電子版)の制作

2027 年発行版「おきなわ食材の店」ガイドブック(総合版)について、電子版を制作すること。2026 発行版「おきなわ食材の店」電子ガイドブックを参考にすること。

## ③ イベント等への出店

食に関するイベント等への出店を通じ「おきなわ食材の店」のPRを行うとともに、登録店同士のネットワーク作り及びテイクアウト商品の販売機会を創出する。

ア 出店場所等について

- ・2回以上（地域は問わない）ただし、うち1回は、「花と食のフェスティバル2027」とすること。
- ・その他、外国人を含む観光客への情報発信に繋がるイベント等で PR すること。(例、沖縄空手世界大会等)

・「おきなわ花と食のフェスティバル2027」以外のイベント等への出店については、「おきなわ食材の店」の目的と親和性が高く、効果的なイベントを提案すること。

・同イベント等に出店する未登録の飲食店、来場者への「おきなわ食材の店」の認知度向上を図り、おきなわ食材の店のコンセプトを明確に伝えられるようなイベント出店時の PR ツール資材を提案すること。

・出店を通して、店舗同士のネットワーク強化や「おきなわ食材の店」の認知度向上につながるよう、イベント出店と連動した研修等を行うとともに、イベント当日は、事業受託者と出店者とが連携し、ブース全体の販売促進及び事業のPRを積極的に実施すること。

## ④ 「おきなわ食材の店」の認知度向上、利用促進に繋がる効果的な SNS 等を活用した情報発信及び県産食材に関する情報発信を行い、フォロワー数の獲得を目指すこと。

- ・広告、デジタルプロモーション(SNS)を活用し「おきなわ食材の店」のPRを効果的に実施すること。
- ・公式SNSを通して登録店に関する情報、地産地消への意識醸成に繋がるような情報を発信すること。

- a) 新規登録店舗の紹介リール動画
- b) 既存登録店舗の紹介リール動画
- c) 当事業におけるイベントに出店する登録店舗の紹介投稿
- d) 沖縄食材、生産者紹介等産地消推進に繋がる投稿
- e) ・SNS 広告をする場合は、(県民・観光客向け) 月上限 20,000 円程度

投稿回数、SNS等を活用した情報発信内容については、契約後、県と協議の上決定するが、取組内容は各広告等における効果等について示した上で提案すること。

- ⑤ 「おきなわ食材の店」の認知度向上、利用を促進する SNS 等を活用したキャンペーン等を 1 回以上実施すること。
- ⑥ 「おきなわ食材の店」登録店舗と連携したインパクトルビー(ドラゴンフルーツ品種)の認知度向上、実店舗への利用促進を通じて消費拡大を図るキャンペーンを実施すること。
- ⑦ 今後の「おきなわ食材の店」ガイドブックの有料版の発行を見据え、市場ニーズや販売可能場所、適正価格等に関するマーケティング調査等のフィールド調査を実施すること。  
なお、実際に現金を徴収するテスト販売までは行わないものとする。

実施内容については、提案事項とするが、認知度向上だけでなく、利用に繋げるイベント等を実施すること。またキャンペーン、イベントの効果検証と利用者(県民及び観光客)からの評価に対するフィードバックを実施すること。(Web アンケートが望ましい)

(4) 「おきなわ食材の店」サイト内の更新及び情報発信業務

サイト内容については、随時改修、更新を実施し、情報発信を強化すること。

作業内容としては、基本的には下記事項とするが、詳細については、契約後、都度県と協議した上で決定する。

- ・サイト内の素材は、店舗からの提供や事業内で撮影した動画や画像を使用し、随時更新すること。
- ・店舗より更新依頼があった際は、内容を確認し、更新すること。
- ・サイト内特集記事を制作すること。
- ・登録店舗よりイベント出店の掲載希望がある場合は、サイト内イベント情報にて掲載すること。

内容については、契約後、県と協議の上決定するが、取組内容や更新方法については提案すること。

(5) 「くわっちーおきなわ」及び「おきなわ食材の店」等の運用管理等業務

① サーバーの保守管理及び運用レポートの作成

県産農林水産物総合情報発信サイト「くわっちーおきなわ」、「おきなわ食材の店」及び県産食材レシピサイト「おきレシ」のサーバーの保守管理及び運用レポートの作成を行う。

ア 業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

イ 業務内容

- ・ サーバー運用及びドメイン管理等のサイト運営に必要な保守管理
- ・ データバックアップ処理及びネットワーク障害対応等
- ・ セキュリティアップデート作業
- ・ アクセスデータの収集・分析

ウ 業務報告

- ・ 毎月始めに前月分の業務報告を行う。ただし、最終月は月末に報告を行う。
- ・ 業務報告に係る提出物は「運用管理業務に係る作業日誌または月報」「サイトへのアクセス数を記載したレポート等」とする。

② 「くわっちーおきなわ」、「おきレシ」の更新

「くわっちーおきなわ」の更新内容等については基本的に下記事項とするが、詳細については、契約後、都度県と協議した上で決定する。

ア 「おきなわ食材の店、直売所情報」ページへの更新・追加掲載

イ 各コンテンツの追加掲載

(6) 事業報告書の提出

① 委託事業終了の日までに、事業報告書(A4版)及び報告書の概要版(カラーA4版)を10部ずつ提出すること。

② 上記報告書を記録した電子記録媒体を1部提出すること。

③ 店舗リスト(電子ファイル)の提出

ア 「おきなわ食材の店」登録店舗リスト

イ 2027年発行版「おきなわ食材の店」ガイドブック掲載店舗リスト

④ 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。

※ 成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

ア 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSVファイル(文字コード:UTF-8(BOM無し))も提出すること。(図・表等の集計前のデータを含む。)

イ PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。

また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。

ウ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設

定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

※ 成果物に係る著作権者人格権を行使しないこと。

## 5 受託者における経費の計上及び限度額

各経費は税抜価格とし、別途消費税を併記して提出するとともに 15,311,000 円(消費税及び地方消費税を含む)の範囲内で見積もること、経費の費目については以下の内容とし、各費目の内訳や積算根拠を明記すること。

(注):「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第1項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

- (1) 人件費
- (2) 直接経費(報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料および賃借料、再委託費、その他必要と認められる経費)
- (3) 一般管理費((人件費+直接経費-再委託費)の 10%以内とする)
- (4) 消費税

※上記の一般管理費の計算における再委託費は、受託者が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費も対象とする。

(請負契約の例:パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等)

## 6 委託業務の経理

- (1) 委託業務が完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。
- (2) 委託業務に係るすべての経費の支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要であること。また、支出額、支出内容について完了検査時に厳正に審査され、これを満たさない場合は委託料の支払いができない場合があること。
- (3) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して記載し、その用途を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務に係る支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- (5) 委託料の支払については、委託業務完了後に提出する実績報告書に基づき支払うべき委託料の額を確定(実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額)し、精算払いを行うものであること。
- (6) 委託業務を実施する場合、財産(備品等)の取得は認めないものとする。

## 7 再委託の制限

- (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

① 上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは次のとおりとする。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。

① 資料の収集・整理

② 複写・印刷・製本

③ 原稿・データの入力及び集計

④ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務。

## 8 その他

(1) 受託者は、業務遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。

(2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。

(3) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。

(4) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

(5) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、諸事情によって変更することがある。